

Tom Scott, *Freiburg and the Breisgau :**Town-Country Relations in the Age of
Reformation and Peasants' War*

渡邊 伸

宗教改革と農民戦争。この両者の関係は、初期市民革命論やあるいは両者を峻別して捉える見解など、多くの議論が行われてきた。しかし地域史研究の進展と共に、近来注目を集めてきた見解に、今春翻訳が出版されたブリックレの政治、経済、思想の総合的把握を目指す研究がある。彼は、農民戦争とツヴィングリ主義の連関を示し、都市共同体と共に農村共同体も宗教改革運動の担い手であったとする。そして農民戦争期の要求書等の検討から、農民戦争は領邦化に伴う社会的軋轢から起った「平民 Gemeiner Mann（都市民、農民）の革命」であるとす。彼の見解は活発な論議を起こし、批判・修正も多く出されている。ここに紹介する本書もその一つである。

著者トム・スコットは、現在リヴァプール大学講師で、学位論文以降フライブルクとその周辺農村の關係に関する一連の論考を發表しており、本書はその集大成と位置付けられるものである。

また彼は一九七九年に農民戦争について研究動向をものし、ブリ

ックレの「平民の革命」論に対し、とくに都市―農村の運動については、農村内・農村間の社会分化や軋轢を軽視してしまうこと、都市との対立や抵抗の目的の相違を無視することになると疑問を提起している。同時期に發表された、ヴァルズフート市とその周辺をとりあげた考察では、都市と農民の關係は協力と対立が絡み合ったものであり、両者の要求には相違がある、また農民内部には急進派と穏健派、都市内には宗教改革の要求と政治的安定の要請とを看取れるとし、そこから単なる共同行動と利害・目的で一致する共同行動とを区別して捉えるべきであると主張している。

本書はこの主張に則って、彼の弁によれば「彼(ブリックレ)の理論は、一般論的な形では批判がなされているが……詳細な地域研究の方法によってその議論を吟味するという努力は十分になされてこなかった(二二九頁)」ことに対する、一つの実践ということになる。また都市―農村關係という点でも注目に値する内容をもっていると評価しうること、宗教改革期の都市の動向については、これまで帝国都市に焦点があてられ、領邦都市は若干の研究があるにすぎないこと等から、本書を取り上げて論評を試みたい。ただし実証的な個別研究という性格上、本書の興味深い点はむしろ細部に多いのであるが、ここではブリックレ批判につながると思われる論点に絞って紹介することにする。

序では、都市―農村關係について、従来のこれを峻別して捉える傾向に対し、近年では歴史地理学の導入などによる統合的把握が試みられているとする。本書の対象としては一四―一六世紀の

フライブルクを例に都市と農村の協業と対立の変化を示し、それが宗教改革期の変動にどう影響したかを扱う。すなわち、フライブルクは、一四世紀以降の経済後退に対し法的・政治的影響力の強化による人的・物的資源の確保を目指した。この政策は周辺領主・農民との対立、葛藤をもたらししたが、この都市はそのような例の中でもとくに顕著なものであり、その検討から「平民の革命」論についても反論を行うという。

第一章「フライブルクとブライスガウとの関係」では、この都市をめぐる政治状況が、ハプスブルク家の統治政策を軸に整理される。ブライスガウ地方は、その家領政策において重要な地理的位置を占めたため、一三六六年フライブルク市が都市領主から独立を図ったのを機に、ハプスブルクはこれを支配下に置きこの地方の統治の拠点とした。その後、東家領の経営に重心が移されると、一五世紀後半にはこの地方のシュテンデは自律化を強め、フライブルクはその中心的地位を占めるようになる。そしてマクシミリアン一世の下ではブルグントとの接点というこの地方の位置から市の家領政策上の重要度が再び増す。市は都市法制の範、あるいは紛争の仲裁役として重要な位置を占めたが、それはハプスブルクが支配のため、近隣領主に市民権を与え、また市も独自に市外市民を創出した結果、市民権をてこに軍事的・政治的影響力行使しえたことにもよる。しかしハプスブルクの上級支配権が強化されるにつれ、市と周辺領主の協力の必要性は薄れる。そこから後述される市外市民政策から領域拡大策へという市の政策上の変化が生じたのである。

第二章「手工業都市の分析」では市制とツンプト制度が概観さ

れる。一四世紀初頭には軍事的役割も担うツンプトが、既にある程度政治的発言権を行使していた。そこに市の独立運動、ハプスブルクの支配という経過の中で富裕市民の減少という事態が生じた。これを機に「ツンプト闘争」が起こる。市参事会や経済を統轄する「取引委員会」などにツンプト代表が加わって門閥貴族・富裕商人代表と共に市政に参加する体制を作り出した。ハプスブルクの干渉により、都市門閥の優越が回復されたが、実質上はツンプトの要求が市政により反映されることになったのである。しかし、市参事会員の更選制度が都市門閥に有利であったうえ、また経済上の理由で都市の有力家族に市を退去するものが増えた結果、都市門閥に兼任者が増加したこと等から、ツンプト側は不満を持ち、「八人委員会」を組織し、市参事会に外から勧告などの圧力をかけていく。一時的にハプスブルクによりツンプトが廃止される事態もあったが、その混乱收拾のため一四五九年に再編成されると、ツンプトが市参事会・行政委員会の主尊権を握った。ただし間もなくその内部で寡頭化が生じ、一四九〇年代の改革をみることになったとされる。ツンプトについては経済状況とその再編過程の関係、ツンプト間の社会的、経済的格差、さらに内部格差についても考察されているが、ここでは葡萄栽培人ツンプトが最小の権限しかなかったとされる点が、後述の指摘との関連で目を惹く。

以上の第一部で市の内外の状況が概観された上で、第二部では中世末期の諸問題、とくに都市と農村の対立、市内の社会問題が掘り下げられている。第三章「フライブルクとブライスガウの対立」は、まず市と周辺領主の対立を扱う。後者の一元的裁判権の

確立の動きに対し、「農民の市外市民」が対立の焦点となった(以後、これを単に市外市民と紹介する)。領主側は、共益地の利用権、相続・結婚等の点で裁判管区内の農民の隸属化や負担強化を進めようとしたが、市外市民は権利がより明確である点、その障害となった。とくに市の裁判権下に属していることが問題となる。

市外市民はその数、市内の市民の約一割で大きな変動ではないが減少傾向にあり、その居住地は次第にまとめられ、財産評価を見ても最低ランクが増加している。これはブライスガウの領主権の拡大に対応するとされる。一五世紀末の交渉では、市外市民の全廃を要求する領主側に対し、市側は譲歩を重ね、結婚や移動の事実上の制限、賦役・諸税の強化を認めている。そして一六世紀には市は政策を転換した。市外市民の村落を一括して売却する例もある。これは周辺領主への宥和策であり、またブントシュューの懸念が背景にあったという。こうした政策は、市外市民を市から隔離させることになり、後の農民反乱に際し市側を支持しなかったという指摘に繋がられている。

一方、一五世紀後半から進められたフライブルクの領域拡大では、その領主的性格が示される。市による裁判権の侵害、重税への領村の強い不満が例証により紹介され、また軍事的・政治的要衝の地域では従前の権利が尊重されたが、そこでも税の滞納には強圧手段が採られたこと、その他排他的裁判権の設定、従属民の隸属強化等の事実が指摘される。またブライスガウ農民が市の政治的権利、経済利権の侵害を行った場合、市は強硬な姿勢を貫いていた。通行税の支払い拒否には投獄、道路建設による既得権の侵害には実力行使による封鎖、農民側の税の滞納・不払いには差

し押えといった手段をとっている。これらは農民側の反発、反感を生む。その例として、通行税に端を発する、ある村で市の職人の一行が袋叩きにされた事件が紹介される。そしてこの例からは、農民の反感は「市全体」に向けられており、対立は市住民と村民、都市と後背地のものであって、支配―被支配、特権―無権利のそれではないと主張されるのである。

第四章「フライブルク経済の後退と回復」では、経済動向と市政問題が扱われる。市の経済は、銀鉱の採掘の衰退、独立をめぐる戦費、賠償、保護税等の支払いにより悪化した。これに重税を嫌う富裕市民の流出による税収減、そこで増税、さらに流出という悪循環が加わる。これは都市経済の機能自体を低下させるが、一五世紀以降の新しい周辺市場や道路の開設、そして農村における手工業の発展(ただしこの点は具体的な資料ではなく、他地方の研究による)により、拍車がかかったという。市の経済動向は、住宅数、競売記録による家屋評価や賃借料の動向、人口動態、市の負債額の変化の分析から、一四四〇―一四六〇年代が経済危機の頂点であったこと、以後、世紀末から一六世紀初頭にかけて健全化したことが示される。この健全化には宝石研磨・加工業等の発展、領域拡大政策、大学の設置等が寄与している。

これと関連して、ツンフト再編後の市の財政政策については、従来の評価と異なり、ツンフトの意向を全面的に反映したのではなく、財政再建が懸案であったとする。つまり領域拡大策の採用や税収増の為の方策、すなわち新間接税の導入や教会・修道院の課税などは進められている。とくに後者は市内における富と特権が市にとって問題となっており、マクシミリアンの後押しも

あつて教会側から譲歩を引き出している。しかしその一方で、同職組合の保護については、必要があれば自由化政策も採られており、余所者の締めだしも同様である。いくつものツンフトの要求が拒否された例と共に、これらから従来の見解を修正する。すなわち経済政策の基調は、一般のツンフト員の利益を反映するというより、一部の有力ツンフト等の利害に沿うものであつて、このことが一四九〇年代の市制改革をもたらしたと主張する。

さて、この市制改革は、市参事会さらに八人委員会も寡頭化したことへの不満の結果である。一四八八年、財政問題を機に commons (Gemeinde) が三人委員会を組織、これに端を發して、改組した二四人委員会を中心に取引委員会などの改革を求めたのである。その構成員は各ツンフト代表であつたが、葡萄栽培人などは含まれていない。また貧民にランクされる者もいた。彼らは市参事会員、そして取引委員会へと進出、制度内上昇を圖つている。その後曲折を経て、構成員自身はその地位の恒久化に失敗したが、二四人委員会自体は市参事会と共に取引委の選出に當つたこととなる。この結果、一六世紀初めには市参事会は市内に安定した支持基盤を確保することに成功し、体制反対派は少数であつたと指摘される。

第五章では以上の検討が整理され、その普遍性と特殊性が論じられる。市外市民政策、領域拡大策とも、周辺農村への政治、軍事、経済的影響力の強化、あるいは内的な衰退への対応という意義を持つており、それは帝國都市のみならず、領邦都市一般にも認められるものとする。ただし後者は領邦君主により阻まれるのが普通であり、フライブルクは幸運な例といえる。しかし経済的

な効果という点では十全でなく、農村部の発展に対しこの都市の地位は相対的に低下しつつあり、政治的影響力や規制をさらに強化して対応しようとして対立を深めた。このような都市と周辺農村の緊張関係を、他の地方の研究も引用して強調する。

第三部は「農民反乱の時代」として、ブントシュエーが第六章で検討される。まず G. Franz, Rosenkranz らの説に対し疑問を示す。ブントシュエーは「民衆の自己防衛の伝統に神の法、反聖職者主義が結付いた革命的な運動」でも「教会・国家の封建的秩序を破壊し、都市と農村を共通の運動にまとめたもの」でもない。各ブントシュエーにはほとんど共通点がなく、その目的も本質的に異なっているものを含んでいる。都市と農村が真に共同行動をとるには異質な点が多すぎる、と。そして一四九三、一五〇二、一五一三、一五一七年のブントシュエーを再検討する。ここでは、彼の言う「イデオロギー」の役割は大きくなく、これらの運動は利害を異にした「単なる共同行動」ではなかったかという主張に則して、各運動の改革プログラム・要求内容についての彼の評価を中心に紹介する。

一四九三年シュレットシュタットの際には司教裁判等への不満、ユダヤ人や不当な税への反発が主張されているが、これらは事情からして農民にのみ該当するものである。都市出身の首謀者は自己の地位回復をめざした者であり、市内には支持を得られていない、とする。ただし同じ司教の支配下に属する領邦都市には支持する者もあつたという。

一五〇二年シュバイアーでは指導者「Heinrich」の役割が大きい。その目的は神の義による教会の浄化、財産の分配、その他領主ら

が不正に行使する権益を否定することである。この時の都市の動向については、教会側は市内にも同調者がいるとみていたこと、教会の蓄財を批判する動きはあったことを指摘、これはプリントニューとバラレルな関係にあるものだとする。

一五一三年のブライスガウでも、同じくフリッツが組織化し、神の義の主張の下、教会への攻撃が目標の中心、都市にも各ツフトに対し働きかけている。しかし市内に支持を得たという証言はあるが、実際には同調していない。フライブルクでは葡萄栽培人に同調を期待できたはずだが、フリッツはそうせず、ツフト全体を対象としている。これは葡萄栽培人ツフトは火器を保有できず、市の監視下におかれていたからだとする。これからフリッツらは戦略的協力者が必要としたのであって、大義への賛同・理解は二の次ぎだったのだと主張する。しかし各ツフトは市参事会に忠誠を誓っているのである。一方、農民の多い小都市については、同調するものがあつたと推定している。

一五一七年のオーバーラインの場合は広範な地域での同時多発を狙つたもので、下層浮浪民を通じた組織化に特徴があり、そのため目標は捕捉し難くなつてゐる。しかし基本的には神の義による改革の主張は前面から後退し、利子や地代・封建的諸関係の廃止等が共通している。また都市の参事会を攻撃するものもあつたという。結局今回も事前に露見し失敗におつてゐる。以上のような指摘を中心に、プリントニューを一括して捉え、都市―農村の一致を強調することに疑問を示し、真の共同行動はそれぞれの社会的状況の一致から生まれてゐるが、都市の被抑圧者が呼応する例は全体としてまれであるという。

第七章「フライブルクと農民戦争」では、まずこの都市の宗教改革の動向から論じてゐる。改革主唱者は大学や聖職者にいたが、改革はこららず、民衆に反聖職者意識はあれ改革への支持は見られなかつた。この理由としてカリスマ的な指導者の不在と、市参事会がハプスブルクの支持を不可欠とし、また内政の安定の為に早くから運動を封じ込めたこと、そして一五世紀末の市制改革後はツフトの意向の吸いあげを行い、市内の体制反対派を少数派にして、全体として市民の支持・同意を得るのに成功していたことに求めている。最後の点は史料の裏付けはないが、他都市の類例の研究をみると、目下のところ領ける見解といえよう。

他方、領村には H. Meier といつた人物を通じ聖書主義、改革思想が広まり、平等主義の主張も為されたという。ブライスガウでの農民戦争は一五二四年に始まり、フライブルクは弾圧の先鋒に立つ。ルター派を標ぼうする農村に出兵するほか、教会等への保護もおこなつた。冬期の休止をはさんで、翌春から農民は行動を再開、五月にはフライブルクを包囲、砲撃と水攻めで市は陥落した。さて問題となるこの時期の対応であるが、フライブルクの領民の内、比較的従来の権利を尊重されていた地区の場合、農民団に参加したのは彼らの既得権からみて要求書の主張内容に呼応したからとは言えず、市の姿勢への反発といつた間接的な理由によるものだとする。また強制参加と推測される例も指摘される。他方フライブルク市については、同調した市民がおり三百名がその後同行したという従来の見解が再検討される。まずその根拠となつてゐた史料の信憑性を問題とし、逆同じ理由で無視されてきた P. Book といふ人物の証言を慎重に検討すると、市民は

農民との同盟ではなく、平和を求めただけであることが判明するという。農民団との交渉にはツンフト代表も加わっており、農民の要求に対する市民の評価は冷淡であった、善後策への意見聴取に際してもツンフト員は市参事会の意向に従うとした、また三百名の市民は人質であったと指摘し、積極的な支持が存在したとは考えられないとするのである。さて葡萄栽培人は農民との関係が最も近いと措定できるが、彼らは包囲時でなく農民団が平和を請うた後になって、ツンフトマイスターの選出をめぐって騒擾を起こした。この時、郊外区の住民は呼応したが、他のツンフトとの連携はなかったとしてその特殊性を指摘する。その後フライブルクは農民の追求の急先鋒となったこと、また降伏した件についてのハプスブルクへの弁明に際して、市制上のツンフトの地位が問題とされたが、市は大枠を維持することに成功したことが述べられている。

「結論」。ブリックレの「平民の革命」論に対し、この個別研究の結果からは、農民と都市民の間に現実存在する離隔を無視して「平民」と一括すること、またこの主張をその距離を克服するプログラムとして位置付けるにしても、問題があると主張する。フライブルクは例外的に都市とその後背地の対立が顕著で、またこの都市には宗教改革もなかったが、しかし他のオーパーライン諸都市もほとんどは農民の運動に消極的・不承不承の支持しか与えていないことは重要であるという。その上で他の市民と区別され、農民と職業的に、また税負担等の置かれて、社会的条件が共通する者には真の同盟も生まれているとまとめている。

本書は、これまで検討されることの少なかった領邦都市とその周辺についての考察であり、この都市・地域に関する研究を再検討しつつ市制、経済、後背地との関係を示した、現在のところ一つのスタンダードたりうる内容を持つものと考えられる。その詳細は紹介できなかったが、都市研究、都市―農村関係についての貴重な比較材料を提供しているといえよう。そこから第三部を通じて指摘された事実は、ブリックレのフライブルクをめぐる評価について修正すべき材料を提示している。そして彼は、この都市に関する事実関係を正すばかりでなく、ブリックレの「平民の革命」論を農民戦争への都市民の加担という事実関係から疑問を提示する。それにとどまらず宗教改革理念、神の義や十二箇条といった、彼のいうところの「イデオロギー」の果たした役割は大きくなかったとして、ブリックレの議論の核心に迫ろうとしている。しかしながら、この点についてはいくつか問題点を残していると思われる。

まず、彼が農民と都市民の橋渡しにはならなかったとする神の義、福音主義の影響力の評価についてであるが、この都市は彼も認めるように宗教改革運動が活発化しなかった例であり、この問題を論ずるには適切な事例といえない。その一方で、市の領村においては改革理念が広まっているが、それと農民戦争の関係は論じられていない（農民の理解があやしげであったことを指摘するにとどまる）。少なくとも後者は検討されるべきであったろう。改革理念の役割が否定されねば、一部の領民は間接的理由で呼応したという彼の主張を弱めることになるからである。さらに市内に五名であれ葡萄栽培人ツンフトマイスターの妻、製粉業、靴屋な

ど農民に呼応したものが確認されているが、彼らと改革思想との関係もなかったことを示す必要がある。改革プログラムとしての役割については、受け取り手が現実には置かれていた状況との関係だけでは評価しえず、彼らがどのような展望を持っていたのかも考慮する必要があるの言うまでもない。

また葡萄栽培人は農民に同調する可能性があったとしている。そしてその彼らが農民団の包囲前後に行動しなかったという事実は、彼の都市―農村の離間、相違を重視する見解に説得力を持たせるものと考えられる。しかしながら、その理由を「歴史的偶然の災い」としたのでは問題がある。類似した社会的、経済的な利害状況に置かれていた集団が共同行動をとるに至らないということは、改革プログラムよりも社会的諸条件を重視する彼の議論を逆に弱めるからである。共同行動を妨げた原因の解明が、なにより重要ではなかったか。

そして利害状況でいえば、市のツッフト員が農民に協力しなかった理由の一つに、農村の経済的發展がツッフト員に競合意識をもたせたことを指摘しているが、第二部での検討では都市経済の後退は示されているけれども、史料の状況によるのか農村部の経済の実態、そしてその都市との関連については、他地域の類例が中心であって、ほとんど論じられていない。農村での経済發展の全てが都市と競合し、脅かしたとは考えにくく、どの職種、部門がいかなる利害関係にあったかを示し、その上で全体的な競合意識を論ずべきではないか。またツッフトや村落単位については論述され判明するが、史料上の問題はあるにせよ、下層民等につい

て論じられていない点は、ブリックレへの批判の多い点でもあり、今後の課題であろう。

以上の点などからは、ブリックレ論を否定するにはさらに他地域での検討を待つ必要があると考えざるを得ないが、ここで指摘されている事実は、この時代の運動における様々な枠組みの強さを示しているように思われる。その点で、本書の注目すべき点は、利害を異にした単なる行動上の共同行動と目的、利害を一にする共同行動を分けて捉え、分析しようとする視角であろう。様々な社会的枠組みの与える制約下での運動の拡がり捉える上で有効であると考えるからである。

① P. Blucke, *Die Revolution von 1525*. München, 2. Aufl., 1981.

邦訳『一五二五年の革命』前岡・田中訳、刀水書房、一九八八。

② T. Scott, *The Peasants' War: A Historical Review*, *Historical Journal* 22.

③ *do.*, *Reformation and Peasants' War in Waldshut and Environs*, *Archiv für Reformationsgeschichte* 69, 70.

④ R. Scriber, *Civic Unity and the Reformation in Erfurt, Past and Present* 68.

do., *Why was there no Reformation in Cologne?* *Bulletin of the Institute of Historical Research* 49.

永田諒一、「ツッフトの宗教改革」『宗教改革と都市』中村、倉塚編、刀水書房一九八三、参照。

⑤ P. Blucke, *Die Revolution von 1525*. S. 187, 邦訳一六九頁以下、参照。

(A 5 変形版 二六五頁 一九八六年 Clarendon Press Oxford)

(長崎大学教養部講師)